

聖武会館 入会案内

1.稽古日について

	キッズクラス 4才-小学校低学年	ジュニアクラス 小学校高学年	一般クラス 中学生以上-シニア
火曜日	17:00 - 18:00	18:15 - 19:15	19:30 - 21:00
木曜日	17:00 - 18:00	18:15 - 19:15	19:30 - 21:00
土曜日	11:00 - 12:00	18:00 - 19:15	19:30 - 21:00



- ※日曜日、および祝日は休館となります。その他、年末年始など季節休館もございます。
- ※大会や行事などで臨時休館となる場合があります。ホームページ掲載の月間予定を確認してください。
- ※台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で業務遂行に支障があるとき、臨時休館となります。
- ※聖武会館小野寺道場LINEオープンチャットより、連絡事項を配信しますのでご登録のほどよろしくお願いいたします。

2.会員区分/入会金/会費/支払い方法について

入会金	¥5,000	
フリーコース	¥7,700/月	週に何回でも稽古に参加いただけます。
月4回コース	¥6,600/月	1ヶ月に4回まで稽古に参加いただけます。 参加する曜日を指定する必要はありません。
スポーツ保険	¥800/年	中学生以下
	¥1,850/年	高校生以上
キックボクシング 「KICKLAB」	+ ¥6,600/月	
	+ ¥4,400/月	2級以上取得者が対象
	+ ¥2,200/月	初段以上取得者および中高生（級位問わず）

- ※フリーコースでご家族が入会された場合、2人目以降、¥1,000/月が割引となります。
また、入会金も免除となります。
- ※該当外クラスへの参加については、指導員による許可が必要となります。練習態度や意欲を考慮の上、判断いたします。
- ※月4回コースは小学生以下のみが対象となります。中学生からフリーコース料金に自動で切替となります。
- ※月会費の支払いについては口座引き落としのみの受付となります。（毎月27日に翌月分会費を引落）
口座振替手続きが完了するまでの月会費のお支払いについては、現金、その他各種決済のご利用が可能です。

3.変更・休会・退会・移籍について

- (変更)申し込み内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。
- (休会)各月の25日（25日が休館日の場合翌営業日）までに所定の休会届を提出することにより、その翌月限りで休会することができます。25日を過ぎた場合は、事務手続き上、翌月末日扱いになります。利用可能期限は最大12ヶ月で期限終了後は、通常価格に自動で変更されます。
- (退会)各月の25日（25日が休館日の場合翌営業日）までに所定の退会届を提出することにより、その翌月限りで退会することができます。25日を過ぎた場合は、事務手続き上、翌月末日扱いになります。
- (移籍)退会后、2年以内に聖武会館他支部へ移籍することは不可とする。
ただし、居住地の変更など合理的でやむを得ない事情がある場合は移籍を認める。
- ※休会届・退会届を当館が受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。
- ※電話やメール・口頭での退会届の受付はしておりません。ご来館の上の手続きとなりますのでご注意ください。
休会届・変更届はHP「道場生向けページ内」申込フォームよりご提出ください。

4.昇級・昇段審査について

昇級・昇段審査会において日頃の稽古の道程と技量が認められた者は、級位・段位が認定されます。
審査会は1年に2回（6月・11月ごろ）開催いたします。
黒帯（=初段以上）の受験は中学生以上となります。

5.大会参加について

加盟団体および友好団体の大会に制限なく出場することが可能です。
ただし、聖武会館主催の大会に正当な理由なく参加しない場合は、主催大会前後2週間は他団体の大会に出場することができません。

6.規約

（利用上の注意および事故について）

- 一 自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、施設を利用するものとします。
- 二 施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由が無い限り、責任は負いません。
メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- 三 技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。
また、当館の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- 四 代表の許可なく、外部のトレーナーおよび保護者と館内で練習を行ってはならないものとします。
- 五 代表の許可なく、試合に出場してはならないものとします。

（除名などについて）

次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 当館の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
（除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- 二 当館の施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他当館が定める規則に違反したとき。
- 四 当館の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 当館の合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 代表の許可なく、他の空手道場に出稽古にいったとき。
- 十 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認められたとき。

（改訂などについて）

- 一 当館は、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当館は改定日の1ヶ月以上前までに会員に告知するものとします。
- 二 本規約の改定及び変更は当館により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。
なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月前までに会員に告知するものとします。
- 三 本規約は2024年11月1日より施行します。